

～ 条例制定のお知らせ ～

10月1日施行

埋立て行為による土壌汚染や崩落など災害発生を防止するため、

「茂原市再生土の埋立て等規制条例」

「茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」

を制定しました。

茂原市再生土の埋立て等規制条例

◆再生土の埋立て等は原則禁止します。

*再生土:燃え殻や汚泥などの産業廃棄物を処理して製造された、土砂と同様の形状を有する物。

茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

◆面積が 300 m²以上 3,000 m²未満の土砂等の埋立て等を行う場合は許可申請が必要です。

面積が 300 m²未満でも、隣接地で3年以内に土砂等の埋立て等が行われ、合算して 300 m²以上になる場合も許可申請が必要となります。

◆土地の所有者も埋立て事業の許可申請者となります。

土地の所有者も埋立て等に伴う責任や義務を負い、条例に違反した場合は命令や罰則を受けることがあります。

◆面積を問わず、安全基準に適合しない土砂等による埋立て等はできません。

違反した場合は命令や罰則を受けることがあります。



土地所有者の皆さんへ

汚染された土砂等による埋立て等が行われた場合、原状回復に莫大な費用と時間がかかります。埋立て事業に土地を提供するときは、埋立て面積や事業期間、土砂等の発生元、堆積構造など計画の詳細を十分確認しましょう。

また、定期的に現場を見回り、事業が計画通り施工されているかを確認し、土地の管理を適切に行いましょう。

不審な埋立てを見かけたら情報提供にご協力ください。

◆環境保全課（6階）

TEL (20) 1504 / FAX (20) 1604

メール hozen@city.mobara.chiba.jp

◆産廃残土県民ダイヤル（産廃 110 番）※24 時間対応

TEL 043 (223) 3801